

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和7年11月26日招集

第2回定例会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第6号

令和7年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月19日

大船渡地区環境衛生組合
管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 期 日 令和7年11月26日（水）午後1時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和7年大船渡地区環境衛生組合議会

第2回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和7年11月26日（水） 午後1時開議

- | | | |
|------|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |

出席議員（9名）

議長	西風 雅史 君	副議長	佐々木信一 君
1番	岡澤 駿 君	2番	渡辺 徹 君
4番	森 亨 君	5番	金野 千津 君
7番	山本 和義 君	8番	森 操 君
10番	今野 善信 君		

欠席議員（1名）

6番 船砥 英久 君

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	湊上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	藤枝 修 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
監査委員	知識経験者	鈴木 弘 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	新沼 優 君
住田町住民税務課長	鈴木 絹子 君

事務局出席者

書記	熊谷小百合 君
書記	今野 浩一 君

○議長（西風雅史君） ただ今から、令和 7 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。本日の出席議員は、9 名であります。

欠席の通告は、6 番船砥英久君であります。

次に当局より発言を求められておりますので、これを許します。

○事務局長（舞良重徳君） それでは私から 11 月に異動になりました事務局職員を紹介させていただきます。総務係主任の今野浩一でございます。私からは、以上であります。

○議長（西風雅史君） ここで、議事日程に入る前に、諸報告を行います。

大船渡地区環境衛生組合・監査委員から、「令和 7 年度 令和 7 年 7 月から 9 月分」の一般会計並びに歳計外現金の「例月出納検査結果」について報告がありました。写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。以上で、諸報告を終わります。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事は、お手元に配布の「議事日程第 1 号」により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、日程に従い進めてまいります。

日程第 1、「会期の決定」を行います。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、規定により、議長から、5 番 金野千津君、7 番 山本和義君の両名を指名いたします。

次に、日程第 3、認定第 1 号「令和 6 年度 大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（浏上清君） それでは、説明申し上げます。「認定第 1 号 令和 6 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の内容につきましては、事務局長から説明をいたしますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、決算審査意見書を添えてございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。私からは、以上であります。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、「認定第 1 号」についてご説明いたします。議案書の「認定第 1 号」をお開き願います。

認定第 1 号、「令和 6 年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計 歳入歳出決算」の認定について。地方自治法、第 292 条において準用する、同法第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり 令和 6 年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計 歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊の「歳入歳出決算書」により、ご説明いたします。決算書の 2 ページ、3 ページをお

開き願います。歳入でございます。款、項、収入済額Bの順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金、2億25万3,000円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,916万200円。3款国庫支出金、1項国庫補助金37万6,200円。4款繰越金、1項繰越金1,017万6,063円。5款諸収入、1項組合預金利子2万2,905円。2項雑入89万3,884円。6財産収入、1項財産売払収入11万9,140円。以上、歳入合計は2億3,100万1,392円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、支出済額Bの順に申し上げます。1款議会費、1項議会費32万4,357円。2款総務費、1項総務管理費2,595万8,342円。2項監査委員費4万9,664円。3款衛生費、1項清掃費1億7,838万9,269円。4款公債費、1項公債費863万5,427円。5款予備費、こちらについては支出がございませんでした。

以上、歳出合計は2億1,335万7,059円でございます。

歳入歳出差引残額につきましては1,764万4,333円となっております。

次に10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算 事項別明細書について、ご説明いたします。はじめに歳入でございます。款、項、目、節、収入済額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金、1節事務費分担金1億8,383万円。大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2節建設費分担金、1,642万3,000円。こちら内訳は備考欄のとおりでございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料1,916万200円。事業系、家庭系ごみをクリーンセンターに持ち込みする際の廃棄物処理手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金37万6,200円。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。令和6年度中に実施いたしました最終処分場の放流水等における放射性物質の濃度測定に要した経費に対する国からの補助金でございます。4款繰越金、1項1目1節繰越金1,017万6,063円。前年度からの繰越金でございます。5款諸収入、1項1目1節組合預金利子2万2,905円、2項1目1節雑入89万3,884円。各地域のごみステーションで回収した資源古紙の引渡料などがございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入、1節不用品売払収入11万9,140円。塵芥収集車1台分の売却による収入でございます。以上、歳入合計は2億3,100万1,392円でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、目、支出済額の順に申し上げます。1款1項1目議会費32万4,357円。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,595万8,342円。主なものといたしまして、大船渡市派遣の一般職職員3名の人件費のほか、10節需用費、各種消耗品費、光熱水費などがございます。

返していただきまして18ページ、19ページでございます。2項1目監査委員費4万9,664円。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億7,838万9,269円。主なものといたしまして、技労職の職員8名の人件費のほか、10節需用費の中間処理施設及び最終処分場施設における各消耗品費、光熱水費及び修繕料などがございます。

返していただきまして20ページ、21ページでございます。12節委託料ですが、主なもの

といたしまして、可燃物・不燃物収集、中間処理施設に関するクレーンの保守点検、一般廃棄物の持ち込み受付、木くず類の処理、そして最終処分場に関する水質検査などがございます。13 節使用料及び賃借料ですが、中間処理施設及び最終処分場施設の敷地に係る賃借料などがございます。

返していただきまして、22 ページ、23 ページでございます。4 款、1 項公債費、1 目元金 846 万 8,444 円。令和 2 年度に実施いたしました、煙突の解体撤去費用に係る公共施設等適正管理推進事業債と令和 4 年度に実施しました積込中継施設のダストドラム修繕費用に係る一般廃棄物処理事業債の償還金でございます。同じく、2 目利子、16 万 6,983 円。償還金に係る利子でございます。5 款、1 項、1 目予備費については、支出がございません。

以上、歳出合計は 2 億 1,335 万 7,059 円でございます

24 ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額 2 億 3,100 万 1,000 円。2. 歳出総額 2 億 1,335 万 7,000 円。3. 歳入歳出差引額 1,764 万 4,000 円。4. 翌年度へ繰り越すべき財源 208 万円。これは (2) の繰越明許費繰越額でございます。5. 実質収支額 1,556 万 4,000 円。6. 基金繰入額 0 円。以上でございます。

なお、25 ページから 28 ページまでは、財産に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、別冊でお配りしております「令和 6 年度主要な施策の成果に関する説明書」についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開き願います。決算の状況につきましては、1 から 4 の歳入歳出決算総括表、性質別歳出決算総括表、歳入事項別説明書の説明を省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをお開き願います。5 の歳出事項別説明書でございます。主なものとして、7 ページ、3 款衛生費からご説明いたします。返していただきまして、8 ページをお開き願います。「2. 資源回収団体への奨励金交付」でございます。ごみの減量化、再資源化を図る取組として、資源ごみの集団資源回収を行った団体に対し、回収実績に応じて 1 キロあたり 5 円の奨励金を交付しております。実績といたしましては、地域の子ども会や学校、自治会など、ほぼ例年並みの 75 団体の登録数と 67 の実施団体数を維持いたしました。実施団体は微増の傾向にあるものの、回収量は減少が続いている状況であります。これは人口減少や電子書籍・SNS 等の普及による資源古紙の減少、また、ライフスタイルの変化などによる、ビンや鉄くず類の減少が影響していると考えられ、今後も同様の傾向が続くものと見込まれますが、ごみの減量化や再資源化に関する意識の醸成を図る有効手段として、本事業の普及啓発を行ってまいります。「3. 可燃物収集」でございます。可燃ごみにつきましては、直営又は民間への業務委託により、地域ごとに必要な可燃ごみ収集の機会を確保するとともに、適切にごみ処理を行っております。引き続き、業務運営の効率化を図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集の安定化に努めてまいります。

9 ページをご覧ください。「4. 不燃物収集・広域処理運搬等」でございます。不燃ごみの収集、広域処理運搬につきましては、民間業者へ業務の完全委託を行っております。地域ごとに必要な不燃ごみ収集の機会を確保するとともに、粗大ごみ等の処理・運搬業務等を実施し、適切にごみ処理を行っております。可燃ごみ同様、引き続き、業務運営の効率化を

図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集等の安定化に努めてまいります。

10 ページをお開き願います。「5. 水銀使用製品処分」でございます。「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」等により、水銀使用廃製品となった蛍光管や乾電池につきまして、岩手沿岸南部クリーンセンターで、処理ができなくなったことを機に本事業を開始したところです。民間事業者の協力により、拠点方式による効率的な回収を行うとともに、運搬・処理を専門業者に依頼し適切に処分をしております。地球規模での水銀排出削減に向けた継続的な取組として、分別回収の普及啓発を推進してまいります。

11 ページをご覧ください。「6. 最終処分場水質検査」でございます。最終処分場におきまして、排水基準に従った検査項目を、月1回、年2回など、項目ごとに必要な頻度で定期的な検査を行っており、いずれも異常は見られませんでした。降雨等で発生する浸出水は、通年、適切に処理できており、周辺環境への負担軽減が図られております。引き続き、浸出水処理施設の機能を維持し、適正な管理のもと水環境の保全に努めてまいります。「7. 最終処分場放流水放射線測定」でございます。地下水、放流水からの放射性物質の測定結果は、いずれも不検出となっております。今後も国の動向に注視して、引き続き、測定調査を行ってまいります。

12 ページをお開き願います。「8. 清掃美化運動推進事業」でございます。家庭から排出される生ごみの減量化と循環利用の促進を目的に、構成市町と連携いたしまして、電動生ごみ処理容器の普及推進を図っております。家族構成の多様化に伴い、小型のごみ処理容器が市販される現状を踏まえ、大船渡市では令和3年度以降、住田町では令和5年度から電動生ごみ処理機のみ対象品目とするなど、一部事業内容の見直しを行っております。今後も構成市町と連携して本事業の普及推進を図り、ごみの減量化と循環利用の促進に努めてまいります。「9. 施設整備・維持修繕」でございます。中間処理施設、最終処分場施設及び収集車両につきましては、計画的な保守点検に合わせ、必要に応じて維持修繕を行うなど、円滑にごみ処理業務を実施しております。老朽化する施設や設備等も多く、予防保全や長寿命化のための施設整備に重点を置き、コスト削減と安定したごみ処理施設の運営管理に努めてまいります。

13 ページをご覧ください。「第4款 公債費」でございます。起債の借入れ状況でございますが、令和2年度から令和5年度までにご覧の3つの起債の借入れを行っております。

また、その下段の表では、償還額の見込みといたしまして、令和6年度から5年間の元金、利子等の金額を記載してございます。

以上で、認定第1号に係る説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西風雅史君） 次に決算の結果について監査委員の報告を求めます。鈴木監査委員。

○代表監査委員（鈴木弘君） 令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算・附属書類について、大船渡地区環境衛生組合監査基準に基づき審査を行いましたので、その概要について申し上げます。なお、金額につきましては、千円単位で申し上げますのでご了承願います。

審査意見書の1ページをお開き願います。初めに、一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。審査に付されました決算書等は、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であると認められたところであり、予算の執行は、法令及び予算の議決の趣旨に沿い、適正に執行されたものと認められたところでもあります。

2ページをお開き願います。審査の概要について申し上げます。決算の総括であります。歳入総額は2億3,100万1千円で前年度より772万円、3.2%の減、歳出総額は2億1,335万7千円で前年度より1,518万8千円、6.6%の減となっております。決算額が減額となった主な要因は、歳入では組合債の皆減が、歳出では衛生費における備品購入費の皆減によるものであります。

3ページにまいります。一般会計の収支であります。歳入歳出差引額は1,764万4千円、翌年度へ繰り越すべき財源は208万円となっております。実質収支額は1,556万4千円の黒字となっております。

次に、主な事業内容についてであります。可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接持込を合わせた搬入量は9,700.9トンで、前年度に比べ39.6トン、0.4%の増となっております。また、岩手沿岸南部クリーンセンターへの搬出と再資源化を合わせた処理量は9,451.2トンで、前年度に比べ0.8トンの増となっております。

4ページの「むすび」であります。これまで、人口減少やごみの減量化に向けた取組等により、ごみの搬入量、処理量とも年々減少傾向にありましたが、当年度のごみの搬入量は、前年度比較で微増となっております。これは、一般廃棄物試験分別収集事業の「再利用ごみモデル収集事業」が令和5年度末で終了したことにより、可燃ごみであるプラスチック製品等の直接持込が増加したことが要因の一つと考えられております。令和7年4月から、各地域を対象に、毎月1回土曜日を収集日とするペットボトルの分別収集を開始しているところであり、引き続き、ごみの減量化や分別、再資源化等により、環境負荷を低減するための取組を推進されるよう望むものであります。併せて、今後とも、老朽化が進む施設や設備の計画的かつ適正な維持管理と、地域住民の快適な生活環境の確保に努められるよう期待し、決算審査の報告といたします。

○議長（西風雅史君） 以上で「認定第1号」についての説明を終わります。次に、「認定第1号」について、歳入歳出を一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「認定第1号」について、原案のとおり認定するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「認定第1号」は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第4、議案第1号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第5、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」まで、一括議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは「議案第1号」についてご説明いたします。議案書の「議案第1号」をお開き願います。議案第1号、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

る条例の一部を改正する条例について」。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございます。本改正は、国の例に準じまして、職員から妊娠、出産等の申出があった場合に、管理者が講じなければならない措置等に関し、所要の規定の整備をしようとするものでございます。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案 1 ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第 1 号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の 1 ページをお開き願います。議案第 1 号説明要旨。1 本則、第 16 条 文言を整理するものでございます。第 18 条の 2 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対し、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る意向確認を行うこと等を定めるものでございます。第 18 条の 3 条項及び文言を整理するものでございます。第 18 条の 4 条項を整理するものでございます。2 附則 この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

議案書に戻りまして、「議案第 2 号」をお開き願います。議案第 2 号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございます。本改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の拡充等に関し、所要の規定の整備をしようとするものでございます。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案 3 ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第 2 号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の 2 ページをお開き願います。議案第 2 号説明要旨。1 本則、第 17 条 非常勤職員の部分休業の取得要件から、勤務日ごとの勤務時間の要件を削ること等を定めるものでございます。第 18 条 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得できる第 1 号部分休業の承認について定めるものでございます。第 18 条の 2 1 年につき 10 日を超えない範囲内で取得できる第 2 号部分休業の承認について定めるものでございます。第 18 条の 3 部分休業の請求の申出に係る 1 年の期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとするものでございます。第 18 条の 4 第 2 号部分休業の上限時間を 1 年につき 10 日とするものでございます。第 18 条の 5 部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情を定めるものでございます。第 19 条 文言を整理するものでございます。第 20 条 部分休業の承認の取消事由を定めるものでございます。2 附則、第 1 項 この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。第 2 項 公布の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 号部分休業の上限時間を 5 日とする経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（西風雅史君） 以上で提出者の説明を終わります。これより議案審議を行います。日程第 4、議案第 1 号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西風雅史君) 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第1号」について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「議案第1号」は、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第5、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西風雅史君) 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第2号」について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「議案第2号」は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもって、「令和7年 大船渡地区環境衛生組合議会 第2回定例会」を閉会といたします。

本日はたいへん、ご苦勞さまでした

午後1時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員